

各検診をお受けになるみなさんへ

《次の人は受診料が無料になります》

- 各種がん検診等（大腸がん検診は無料になりません）（問い合わせ先：保健所健康課 226-9962）
 - 「高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの人（「福祉医療費受給者証」は対象外）（胃内視鏡検診は無料になりません）
検診時に必ず提示してください。
* 「高齢受給者証」は、70歳となった日の翌月（1日生まれの人は70歳となった月）の1日から使用できます。
 - 市民税非課税世帯の人（世帯全員が市民税非課税の人をいう。）
事前の手続きが必要です。運転免許証等本人確認のできる証書を持参のうえ、市役所第一庁舎2階「健康課窓口」、市保健所健康課・保健センターまたは支所で「世帯状況等確認書」を発行して検診時に必ず提出してください。長野市国保特定健診、および後期高齢者健診受診券（自己負担額0円）は証明になりません。
※令和2年1月2日以降に長野市に転入した人は、以前にお住まいの自治体が発行した課税内容証明が世帯全員分必要となります。
 - 生活保護受給者
生活支援課または福祉政策課篠ノ井分室で「生活保護受給証明書」を発行して検診時に提出してください。
 - 特定中国残留邦人等支援給付受給者
検診時に「本人確認証」を提示してください。
※検診時に提出または提示がない場合には無料とはなりませんのでご注意ください。
※「世帯状況等確認書」および「生活保護受給証明書」は、各検診ごとに必要です。

- 長野市国保特定健診・30歳代の国保健診（問い合わせ先：国民健康保険課 224-7241）
 - 今年度70歳以上の人
 - 市民税非課税世帯の人（世帯主およびその世帯の長野市国民健康保険加入者全員が市民税非課税の人をいう）
令和元年度市民税非課税世帯の人は、5月末に郵送される受診券の自己負担額欄に0円と記載されますので手続き不要です。
ただし、令和2年度に新たに市民税非課税世帯となった人は、6月下旬以降に受診券と保険証をお持ちになり、受診前に国民健康保険課または支所で「自己負担額減免申請書」の手続きをしてください。
 - 勤め先の都合（倒産・解雇等）により離職した人で、4月16日以降「非自発的失業者にかかる給与所得軽減申請」をされた場合、健診受診料が無料になる場合があります。
- 後期高齢者健診
 - 後期高齢者健診の対象の人

《個人情報の取扱いに関するご案内》

- 受診者の個人情報は、個人情報保護法、医療関係法令、長野市個人情報保護条例、各種ガイドラインなどを遵守し、情報漏えいや不正が生じないように、検診業務の委託先である医療機関、医師会、検査機関等と個人情報取扱い規定を定め、適正に取り扱います。
- 個人情報の利用目的をご理解いただいたうえ受診してください。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 個人情報の取扱い規定<ol style="list-style-type: none">1 個人情報改ざん、滅失損傷の禁止2 個人情報漏えいの禁止3 再委託の禁止4 委託目的以外の個人情報使用の禁止5 個人情報複写、複製の禁止6 事故発生時の報告義務7 個人情報が掲載された資料等の返還義務
または廃棄義務8 事業所内からの個人情報の持出しの禁止 | <ul style="list-style-type: none">● 個人情報の利用目的
各種検診による疾病の早期発見・早期治療、保健指導および介護予防事業などを行うため、また検診精度の向上を図るため、次のとおり個人情報を利用します。<ol style="list-style-type: none">1 受診者に提供する各種検診業務2 各種検診の管理業務3 各種検診の会計処理など4 検査業務の委託5 検査精度の適切な管理を行うための調査など
(精密検査結果の把握など)6 介護予防事業対象者の決定およびプランの作成 |
|--|---|

検査結果は統計処理され、市の健康づくり施策に役立たせていただきます。

なお、検査結果から、市が実施する健康相談や教室、介護予防事業等のご案内を個別に差し上げることがあります。ぜひご参加ください。